

サポーターズクラブ友Qt規約

第1条(名称・運営組織)

1. 本会員組織は「北武蔵サポーターズクラブ友Qt」と称します。
2. 北武蔵サポーターズクラブ友Qtは北武蔵カントリークラブ(以下「会社」という)が運営しています。

第2条(目的)

会社が別に定める施設(以下「施設」という)を第3条に定める会員が利用することによって、健康増進及び豊かなリゾートライフの創造を図るとともに、会員相互の親睦を深め、対象施設の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条(入会および会費)

1. 入会は別に定める入会金、会費を納入することで会員となります。
2. 会員は会社に対し、同社の定める方法にて所定の入会金及び会費を支払わなければなりません。
3. 一旦納入された、入会金・会費は、いかなる理由があろうと返却されません。

第4条(会員資格有効期間)

会員資格の有効期間、期日については別途募集要項にて定めま

第5条(会員証)

1. 会員には会費納入と引き換えに、北武蔵サポーターズクラブ友Qt会員証が発行されます。会員証の利用方法は会員証裏面に記載します。
2. 会員は施設利用の際、必ず会員証を持参し所定の方法にて会員特典を得るものとします。持参のない場合、会員特典を得ることができないものとします。
3. 会員証は記載された本人のみ利用でき、これを他人に譲渡、もしくは貸与することはできません。
4. 会員証を紛失された場合は会社に申し出ることにより、再発行を受ける事ができます。ただし再発行手数料を請求するものとします。

第6条(施設利用の申込)

1. 会員が施設を利用する場合は、会員自ら会社の定める方法にて予約申込をしなければなりません。なお、施設の利用には、会員以外に随伴者を伴うことができます。ただし随伴者は会員特典の適用はないものとします。
2. 予約受付の優先順位は先着順とします。
3. 前項の申込に対し会社は、会員に予約を受け付けた内容および利用料金を口頭または文書にて通知します。
4. 施設の利用にあたっては、当該ゴルフクラブの正会員優先予約権等の権利を損なわない範囲での利用とします。

第7条(施設利用時の注意事項)

1. 会員および随伴者は、会社の定める利用約款を遵守しなければなりません。
2. 会員および随伴者は、別に会社が定める受付、精算方法に従うものとします。
3. 会員および随伴者は、施設内で以下の行為をしてはなりません。
 - ①建物、家具、備品、施設等の改造や破損をする行為
 - ②建物、家具、備品、施設等を施設外に持ち出し、あるいは領得する行為
 - ③酔態をしめし、あるいは高歌吟踊する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為
 - ④動物、ペットを持ち込む行為
 - ⑤営業行為
 - ⑥塵芥、廃棄物を放置する行為
 - ⑦鉄砲刀剣類、爆発物等危険物を持ち込む行為
 - ⑧その他、公序良俗に反する行為
4. 会員または随伴者が、施設内において第三者に故意または過失により損害を与えた場合、会員はその賠償責任を負うものとし、会社は第三者に対し何ら義務を負いません。

第8条(利用の拒絶)

次の場合は利用をお断りします。プレート中に於いて判明した際は、その後の利用の継続をお断りし、除名処分とします。

- ①暴力団等反社会勢力に属していると判明した場合
- ②暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させた場合
- ③粗野な振る舞い等、他のお客様に不快な思いをさせる行為や当施設の業務遂行に支障を来す行為があった場合

第9条(会員の責任)

会員および随伴者の故意または過失により会社または施設またはその両方が損害を被ったときは当該会員および随伴者(随伴者の場合は当該会員が連帯して)は会社に対し、その損害を賠償するものとします。

第10条(施設の破損および施設内の備品の紛失、盗難等)

1. 会員および随伴者が施設利用中に、会員および随伴者の責に帰する事由により生じた施設の破損および施設内の備品の紛失、毀損については原則として同等施設、備品との取り替えに要する費用または修繕代金に相当する費用の全額を当該会員または随伴者(随伴者の場合は当該会員が連帯して)負担するものとします。
2. 紛失、盗難、天災等で施設の建物、備品等に異常が生じた場合、当該会員または随伴者は遅滞なく会社に報告するものとします。

第11条(届け出事項の変更)

会員は以下の事項を遵守しなければなりません。

- ①住所に変更があった場合、速やかに会社に届け出なければなりません。
- ②電話番号、メールアドレスに変更があった場合、速やかに会社に届け出なければなりません。
- ③その他届け出事項に変更があった場合は、速やかに会社に届け出なければなりません。

第12条(退会)

1. 会員は申し出ることによっていつでも退会できます。その場合、会員証を返却しなければなりません。
2. 会員資格有効期間内の退会であっても、入会金、会費の返却はいたしません。

第13条(解散)

1. 北武蔵サポーターズクラブ友Qtは会社の都合により、解散することができます。
2. 会社は前項の解散を決定した時、解散期日の1ヶ月以上前に会員に通知します。会員は解散について裁判上およびその他一切の意義申し立てはできません。
3. 本規定に基づいて解散する場合は、会費を日割りで計算し当該会員の希望する方法で速やかに返金いたします。

第14条(会員資格の取消し)

会社は会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消します。

- ①会員が死亡した場合
- ②会員が本規約または施設の利用約款に違反した場合
- ③会員証を本人以外が使用した場合
- ④その他資格取消に相当すると会社が判断した場合
- ⑤第8条1項に該当した場合

第15条(会員資格の喪失)

会員は次の項目に該当した場合、会員資格を失います。

- ①資格の有効期間が満了した場合
- ②退会した場合
- ③会社から第14条の会員資格の取消しを受けた場合

第16条(規約の改定等)

本規約の改廃は、会社が行うものとし、会員はその決定に従わなければならないなりません。また本規約を改善、改良の為に随時変更できるものとする。

第17条(協議事項)

本規約の解釈に疑義が生じた場合、会社と会員との間で協議し解決するものとする。

第18条(個人情報の取扱い)

1. 北武蔵サポーターズクラブ友Qtに入会するに当たってお預かりした個人情報情報は倶楽部運営のみに使用し、他の利用はしないものとする。
2. 個人情報の取扱いについては、会社のホームページ「プライバシーポリシー」に準じます。

第19条(施行)

本規約は2019年4月1日より施行いたします。

上記規約を了承し、入会金・会費を添えて申し込みます。

お名前				男 ・ 女
生年月日	西暦	年	月	日
ご住所	〒			
携帯電話 ※または固定電話				
メールアドレス	@			
リソルカードG番号				<input type="checkbox"/> メイト会員 <input type="checkbox"/> 男サポーターズ

弊社使用欄				
担当	登録	会費	<input type="checkbox"/> フロント	<input type="checkbox"/> 振込